

🔍 お子さんの発育や発達に不安を感じたら…

お子さんに、何かしら**特別な支援**が必要であるとわかった時、保護者の方のお気持ちはとても複雑だと思います。そのような中で、**障がい者手帳**の申請をすることに、とまどいを覚えるかもしれません。

しかし、障がい者手帳を取得することによって、お子さんはさまざまな支援を受けることができます。

うちの子が
受けられる支援って
どんなものがある
んだろう？



障がい者手帳とは…

障がい者手帳には、3種類があります。

- ① 身体障がい者手帳
- ② 療育手帳
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳

この章では、それぞれの手帳の案内をします。



身体障がい者手帳

身体障がいのある方(または保護者)の申請によって交付されます。障がいの種類や程度により1級(最重度)から6級(軽度)まであります。

手帳の対象となる障がいの種類

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ① 視覚障害 | ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害 |
| ② 聴覚又は平衡機能の障害 | ⑦ 小腸の機能の障害 |
| ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 | ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 |
| ④ 肢体不自由 | ⑨ 肝臓の機能の障害 |
| ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害 | |

※障がいによっては、発症から一定の期間を経過しないと認定されないものもあります。
※障がいの部位や程度によっては、一定期間後に再認定が必要となる場合もあり、その場合は再認定の時期が手帳に記載されます。

判定機関 // 福岡県障がい者更生相談所



〒816-0804 春日市原町3丁目1-7
☎ 092-586-1055 (直通) fax 092-586-1065
E-mail : shogaishakouseiso@pref.fukuoka.lg.jp

療育手帳

知的に障がいのある方(または保護者)の申請によって交付されます。障がいの程度により、重い方からA判定とB判定があります。

療育手帳の交付の際には、保護者の方からの聞き取りと、本人の知能検査を行う「判定」を行います。判定次第では、交付されない場合もあります。

障がいの程度

A1 最重度 概ねIQ20以下	B1 中度 概ねIQ36~50
A2 重度 概ねIQ21~35	B2 軽度 概ねIQ51~75
A3 重度・合併 概ねIQ36~50 で、身体障がい者手帳1~3級を所持	

判定機関

田川児童相談所

〒826-0041 田川市弓削田188

☎ 0947-42-0499 (代表) fax 0947-42-0439
E-mail : tagawa-ccc@pref.fukuoka.lg.jp

★判定の予約は、直接、田川児童相談所へしてください。

福岡県障がい者更生相談所

(連絡先は身体障がい者手帳の欄参照)

18歳未満の場合

★判定の予約は、飯塚市役所 社会・障がい者福祉課まで
☎ 0948-22-5507(直通)、0948-96-8611(直通)

精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がいのある方(または保護者)の申請によって交付されます。障がいの程度により1級(重度)から3級(軽度)まであります。

手帳の対象となる障がいの種類

統合失調症、うつ病・そううつ病などの気分障害、てんかん、薬物依存症、高次脳機能障害、発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)、そのほかの精神疾患(ストレス関連障害等)

※申請は、初診日より6カ月以上経過していれば可能です。

※てんかんについては、薬物によって2年間以上状態が落ち着いている場合は、非該当となることもあります。

※精神障がい者保健福祉手帳は、すべて有効期限が2年となっているため定期的な更新が必要です。

判定機関

福岡県精神保健福祉センター

〒816-0804 春日市原町3丁目1-7



☎ 092-582-7510 (直通) fax 092-582-7505
E-mail : seishinhofuku@pref.fukuoka.lg.jp